



健感発第0227001号
平成19年2月27日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



定期の予防接種における麻しん及び風しんの予防接種の実施について

標記については、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第264号)による改正後の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の2の規定により、平成18年4月1日より、第1期の予防接種「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」、第2期の予防接種「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」を麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者としたところである。

各市町村においては、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について」(平成18年5月31日付け本職通知)に基づき、麻しん及び風しんの定期の予防接種について、計画的な接種勧奨の推進に努めるようお願いしているところであるが、未接種の者がまだ存在していることから、今後、3月1日からの「子ども予防接種週間」を活用する等により、当該定期予防接種について、接種漏れの者をなくすよう貴管下市町村及び関係機関等へ周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。